

青少年インターネット環境整備法の 改正法附則に基づく検討について

～電気通信事業者等の取組状況に係る見解(案)～

2019年12月
事 務 局

- 2018年2月1日に施行された青少年インターネット環境整備法の改正法附則（第4条）において、法施行後三年以内の「検討」の規定が置かれており、2021年2月1日までに青少年フィルタリングの在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。
- 青少年インターネット環境整備法全般については内閣府が主管しているところ、「検討」の規定については、一義的には、内閣府が中心となって検討等を行うものである。
- 他方、改正法附則第4条において、電気通信事業者等の義務（第13条～第16条）が特出しされている。このため、電気通信事業を所管する総務省としては、「検討」に貢献することが適当と考えられる。
- 総務省では、本年2月及び7月に、青少年タスクフォースにおいて、改正青少年インターネット環境整備法施行後における関係事業者等の青少年フィルタリングに係る取組状況等について議論を行い、8月にこれらを踏まえ「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」（以下「課題及び対策」という。）を取りまとめ・公表した。このため、電気通信事業者等の取組状況に係る見解については、青少年タスクフォースにおけるこれまでの議論並びに「課題及び対策」及びその進捗を基に取りまとめることとした。

○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十五号）附則（抄）

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、新法第十三条から第十六条までに規定する義務の範囲の拡大を含め、青少年（新法第二条第一項に規定する青少年をいう。）が青少年有害情報（新法第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。）の閲覧（同項に規定する閲覧をいう。）をすることを防止するための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

改正法施行日（2018年2月1日）から三年以内
→2021年2月1日まで。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）

- ・第13条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年確認義務
- ・第14条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務
- ・第15条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務
- ・第16条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置実施義務

* 「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」の「等」は、いわゆる販売代理店を指す

[2008年6月11日成立、2017年6月16日改正法成立、2018年2月1日改正法施行]

【改正前の内容】

携帯電話事業者に対して、契約者又は端末(携帯電話・PHS)の利用者が青少年(18歳未満)の場合、(保護者が利用しない旨を申し出た場合を除き)フィルタリングサービスの利用を条件として、通信サービスを提供することを義務付け 等

【改正の内容】

1. 携帯電話事業者及び代理店に対して、上記義務(法第15条)に加え、新規・変更契約時に下記を義務付け

青少年確認

契約締結者又は携帯電話端末等の利用者が18歳未満か確認

(法第13条)

フィルタリング説明

①青少年有害情報を読覧するおそれ、②フィルタリングの必要性・内容等を保護者又は青少年に対し、説明

(法第14条)

フィルタリング有効化措置

契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングソフトウェアの設定を行う。
(保護者が希望しない旨を申し出た場合を除く)

(法第16条)

2. パソコンメーカー等に加え、携帯電話端末の製造事業者に対して、フィルタリング容易化措置を義務付け

3. OS開発事業者に対して、フィルタリング有効化措置・フィルタリング容易化措置を円滑に行えるようOSを開発する努力義務

(注) その他

- ① フィルタリングサービス提供義務の対象機器を携帯電話・PHSに加え、データ通信用端末(タブレット等)に拡大
- ② 上記「1.」の青少年確認において、保護者等に対して、携帯電話端末等を青少年に使用させるために契約を締結しようとする場合にはその旨を申し出ることを義務付け

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年確認義務)

第十三条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続役務提供事業者の携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約(以下「役務提供契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。)は、役務提供契約(既に締結されている役務提供契約(以下この項において「既契約」という。))の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあっては、当該既契約の相手方又は当該既契約に係る携帯電話端末等の変更を伴うものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、あらかじめ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年であるかどうかを確認しなければならない。

- 2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定により役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年でないことを確認したときは、当該相手方に対し、当該役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならない。
- 3 携帯電話端末等を青少年に使用させるために役務提供契約を締結しようとする者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前項の規定による確認を行う場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、その旨を申し出なければならない。

<事業者における取組状況等>

- 携帯電話市場の約9割を占めるMNO(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)は、改正法を踏まえ、店舗等において、契約者・使用者が青少年かどうかの確認を実施している。具体的には、本人確認書類により青少年かどうかを確認※し、顧客情報システムに利用者(氏名、生年月日等)を登録する運用を実施している。

※ 原則として青少年・親権者同伴の来店を必要としているが、親権者のみ来店する場合には青少年の本人確認書類の持参が必要。

- なお、総務省では、利用者に扮した調査員を調査対象事業者の販売現場(ブランドショップ・量販店等)に派遣し、電気通信事業法に基づく消費者保護ルールの実施状況(説明義務等)を確認する実地調査(覆面調査)を実施している。2018年度の覆面調査では、MNOにおける青少年確認の実施率は91%(n=175)であり、改正法施行前の青少年確認の実施率57%(2017年度、n=299)に比べ、大幅に上昇している。

<今後取るべき措置(案)>

- 青少年の確認義務が確実に履行されるよう、現行法を前提としつつ、引き続き、総務省等において、事業者等(MNO、MVNO及び販売代理店)の取組をモニタリングしていくことが適当ではないか。なお、法第13条第3項については、保護者等による申出の義務が定められているところ、引き続き、保護者への周知啓発等を通じて保護者等の意識を高めていくことが望ましいのではないか。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務)

第十四条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年である場合にあっては当該青少年に対し、役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあっては当該保護者に対し、次に掲げる事項について、説明しなければならない。

- 一 携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨
- 二 青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びに第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置の必要性及び内容

<事業者における取組状況等>

- MNOは、改正法を踏まえ、フィルタリングサービスに関するパンフレットやタブレット等の説明ツールを用いて説明を実施している。その際、違法有害情報に触れる可能性並びにフィルタリングサービスの内容及び必要性を理解されたかどうかを確認のうえ、親権者に署名いただくこととしている。
- なお、総務省の2018年度の覆面調査では、MNOにおける有害情報閲覧のリスクやフィルタリングサービスの説明実施率は89% (n=18) となっている。

<今後取るべき措置(案)>

- 今後もフィルタリングに係る説明義務が確実に履行されるよう、現行法を前提としつつ、総務省等において事業者等の取組を引き続きモニタリングしていくことが適当ではないか。
- その際、内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」における青少年フィルタリングの利用率が36.8% (2018年度) と高くないことから、フィルタリングの説明はしているものの、フィルタリングの重要性等を十分に認識できるような分かりやすい説明を行えていない販売代理店等が存在する可能性があることに留意が必要。

このため、販売代理店が丁寧かつ簡潔で分かりやすい説明を行えるよう、8月に取りまとめた「課題及び対策」にあるとおり、携帯電話事業者が販売代理店を責任を持って指導すること等が必要ではないか。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務)

第十五条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、役務提供契約の相手方又は役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

<事業者における取組状況等>

- 携帯電話事業者は、**契約の相手方又は携帯電話端末等の使用者が青少年である場合には**、携帯電話端末等において何らかの青少年有害情報フィルタリングサービスを提供できるようにしている。
- TCAの調査によると、MNOのフィルタリングの加入申出率は、2018年2月～7月時点(平均)で47%、2019年1月時点で52%、**同11月2019年3月**時点で60%となっており、上昇基調にある。

<今後取るべき措置(案)>

- 8月に取りまとめた「課題及び対策」では、携帯電話事業者によるフィルタリング利用に係る実データの公表、販売代理店に対する指導の徹底、カスタマイズ機能の周知強化、ペアレンタルコントロールに係る機能を訴求したフィルタリングサービスの周知強化やインパクトのある周知の実施等が盛り込まれており、今後の更なるフィルタリング利用率の上昇が期待される取組が進められているところ。このため、現行法を前提としつつ、総務省等において引き続きこれらの取組の進捗状況やフィルタリング利用に係る実データを把握していくことが適当ではないか。
- なお、法第15条ただし書に関しては「青少年にフィルタリングサービスを利用させる必要があるか否かについては、最終的には、青少年を直接監護・養育する立場にある保護者がそれぞれの教育方針及び青少年の発達段階に応じて判断することが適当」(※1)との趣旨(※2)であることから、現行法以上に規制を強化することについては**改めて慎重な検討を行うことが必要と考えられるのではないか。**

※1 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 関係法令条文解説」

※2 自治体の条例においては、法第15条ただし書の不要申出をするときは、その正当な理由を記載した書面を携帯電話事業者に提出する義務を保護者に課しているものがあるが、これは上記の趣旨に則った上で、青少年のインターネットの利用を適切に管理すること等に努めるという保護者の責務を実質化するためのものと考えられる。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置実施義務)

第十六条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話端末等（青少年有害情報フィルタリング有効化措置（インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するため、インターネットと接続する機能を有する機器に組み込まれたプログラムの機能を制限する措置をいう。以下この条及び第十九条において同じ。）を講ずる必要性が低いものとして総務省令・経済産業省令で定めるものを除く。）であって、その販売が携帯電話インターネット接続役務の提供と関連性を有するものとして総務省令・経済産業省令で定めるもの（以下この条において「特定携帯電話端末等」という。）を販売する場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、当該特定携帯電話端末等について、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

<事業者における取組状況等>

- 改正法を踏まえ、顧客が店頭での有効化措置を希望する場合には、販売員が設定方法を説明しながら、原則、保護者による設定が完了できるようサポートを実施している。
- 内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、青少年におけるスマートフォンのフィルタリング利用率は36.8%（2018年度）となっている。
- 一方で、TCAの調査によると、MNOにおいてフィルタリングの加入申出をした者のうち店頭で有効化を実施した率（有効化措置率）は、2018年2～7月時点（平均）で~~62.2%~~であったが、2019年1月時点では~~743.7%~~、同~~11-3~~月時点では~~8074.1%~~となっており、最近の契約においては上昇基調にある。

<今後取るべき措置（案）>

- 8月に取りまとめた「課題及び対策」では、携帯電話事業者によるフィルタリング利用に係る実データの公表、販売代理店に対する指導の徹底、カスタマイズ機能の周知強化やインパクトのある周知の実施等が盛り込まれており、今後の更なるフィルタリング利用率の上昇が期待される取組が進められているところ。このため、現行法を前提としつつ、総務省等において引き続きこれらの取組の進捗状況やフィルタリング利用に係る実データを把握していくことが適当~~ではないか。~~

(1) 通信サービスと端末の「分離」の進展

<現況>

- 2019年の電気通信事業法改正により、主要な携帯電話事業者については、一定の条件を満たす通信サービスと端末のセット割引等が禁止されたところ。今後、インターネット上の物販サイトや中古端末販売店等、現在の携帯電話サービスの販売代理店以外の場で端末を購入し、携帯電話事業者とSIMのみ契約を行うようなケースも増えていくと考えられる。
- フィルタリングの関係では、有効化措置義務は通信サービスと端末をセット販売する携帯電話事業者及び販売代理店に課せられるものであるが、フィルタリングの説明義務は、SIMのみを契約する場合も、携帯電話事業者及び販売代理店に課せられている。

<今後取るべき措置(案)>

- このため、現行法を前提としつつ、 今後は利用者自身が容易にフィルタリングを設定できるよう、8月に取りまとめた「課題及び対策」にあるとおり、携帯電話事業者や販売代理店は、フィルタリングを提供する事業者との連携の下、設定方法の簡略化や分かりやすい説明・周知等の取組をより一層進めていく必要があるのではないか。併せて、今後の端末と通信サービスの販売の状況や、事業者等における設定方法の簡略化や分かりやすい説明・周知等の取組状況について注視していくことが適当ではないか。

(2) 青少年フィルタリングにおけるOS事業者の役割の増大

<現況>

- 青少年インターネット環境整備法第13条から第16条までの各種義務は、一義的には携帯電話事業者等に課せられた義務である。
- 一方で、近年、OSのバージョンアップデート等により、フィルタリングが正常に動作しないリスクが生じていることから、上記の法の義務を携帯電話事業者等が果たす上で、OS事業者の影響が大きくなっていると考えられる。また、一部の端末では、携帯電話事業者のフィルタリングアプリ（あんしんフィルター）等により各種アプリの制御ができない事例や、フィルタリングアプリのインストールが困難な（推奨されていない）事例端末が確認されており、その場合はOS事業者自身のフィルタリング（スクリーンタイム、ファミリーリンク等に含まれる機能）の利用が必要となっている。この点、OS事業者が自らのフィルタリング機能の利便性を高めることで、フィルタリング利用率の向上に資するとの指摘もなされているところである。

<今後取るべき措置（案）>

- 上記の状況に鑑み、OS事業者に対して端末製造事業者によるフィルタリング容易化措置を円滑に行えるようにOSを開発する努力義務が課せられている現行法を踏まえ、OS事業者と携帯電話事業者等との連携状況を注視していくことが重要ではないか。また、あんしんフィルター等のインストールが困難な端末は現在は一部に限られているところ、そのような端末の今後の販売・普及状況や、そのような端末においてOS事業者が提供するフィルタリング機能の活用が保護者の選択肢の確保に貢献しているか状況等について注視していくことが適当ではないか。